

第1章 計画の位置付け

1 計画の改定の趣旨

本市では、2010年度（平成22年度）を初年度、その後10年間を計画期間とし最終年度を2019年度（平成31年度）とする「逗子市一般廃棄物処理基本計画」（以下「前計画」という。）を策定し、計画の中間年度である2015年度（平成27年度）に計画の見直しを行ってきました。この前計画が終了する次年度である2020年度（令和2年度）を初年度とする計画を策定する必要がありましたが、2016年度（平成28年度）から協議に着手した「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」及び2020年度（令和2年度）策定予定の「逗子市災害廃棄物処理計画」との整合を図る必要があることから前計画の計画期間を2020年度（令和2年度）まで1年間延長しました。

この計画期間、ごみ処理については、ごみの減量化・資源化を推進するために、ごみ処理の有料化、ごみ分別区分の細分化等を実施してきました。また、ごみ処理の安定化・効率化を図るためにごみ焼却施設の基幹的施設整備を実施しました。また、し尿等の処理については、委託処理から許可制に制度を変更しました。

処理の広域化では事務委託により、逗子市で葉山町の可燃ごみの焼却処理、容器包装プラスチックの中間処理、葉山町で逗子市のし尿・浄化槽汚泥の処理を開始しました。

国においては、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針が変更されたことを踏まえ、2016年（平成28年）9月に「ごみ処理基本計画策定指針（以下「国指針」という。）」を改定するとともに、2018年（平成30年）6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画（以下「国計画」という。）」が策定され、神奈川県（以下「県」という。）においては、2017年（平成29年）3月に「神奈川県循環型社会づくり計画（以下「県計画」という。）」が策定されました。

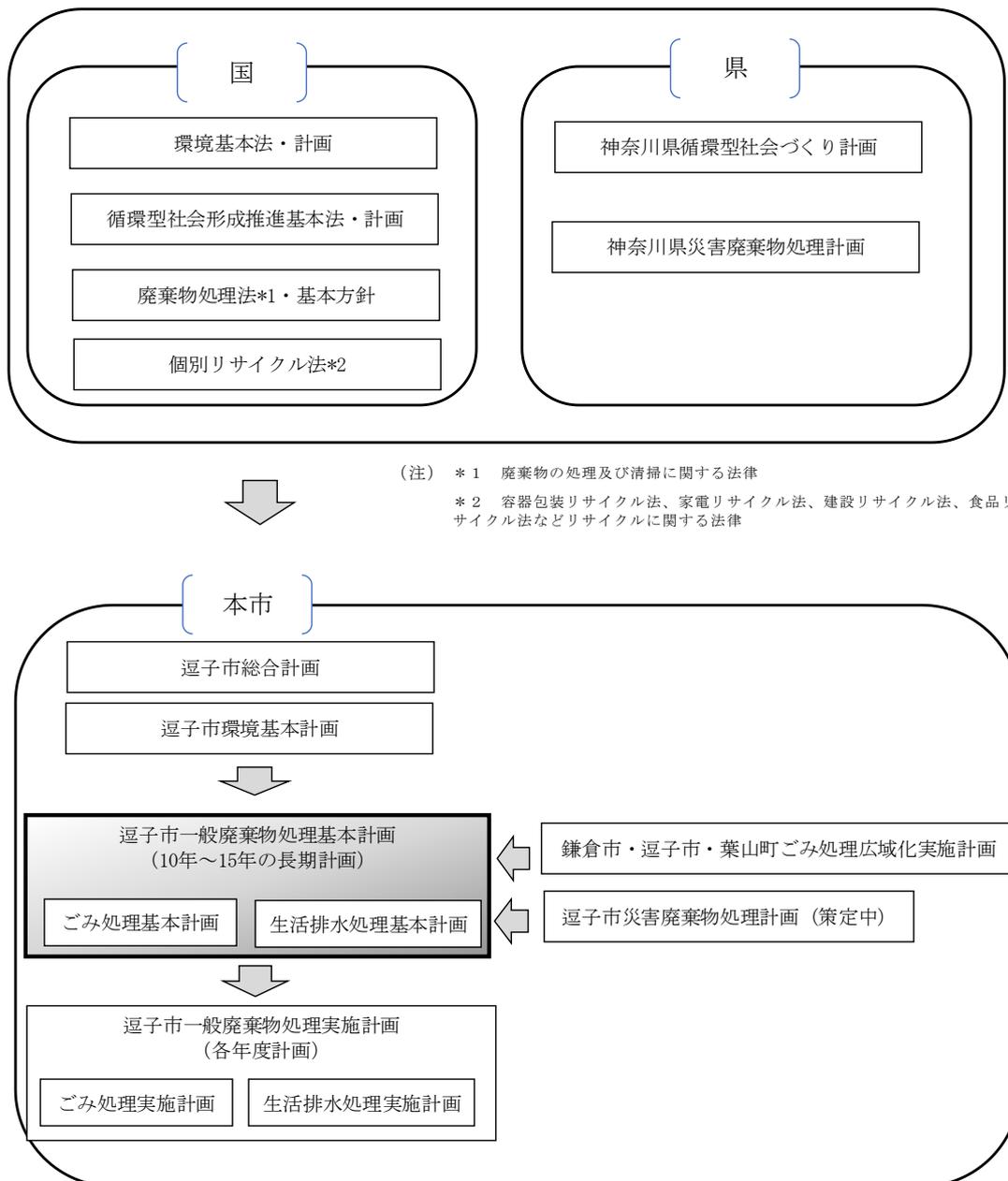
国・県では、再生利用（Recycle）より、優先順位の高い発生抑制（Reduce）・再使用（Reuse）の取組を推進するとともに、食品ロスの削減に向けた取組を展開することとしています。

ごみ減量と持続可能な循環型社会・低炭素社会・地域循環共生圏の創造を目指して、超高齢社会等の社会的な動向はもとより、食品ロス削減やプラスチックの排出抑制、「SDGs（エスディージーズ）」といった国際的な潮流も考慮し、2021年度（令和3年度）を初年度、その後10年間を計画期間とし最終年度を2030年度（令和12年度）とする「逗子市一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

2 計画の位置付け

この計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき、「逗子市総合計画 2014-38」、「逗子市環境基本計画」等との整合を図り、長期的、総合的視点にたつて、計画的に一般廃棄物処理施策を推進するため策定します。

また、鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画（以下「2市1町ごみ処理広域化実施計画」という。）との整合性を図ります。



◆逗子市総合計画基本構想の取り組みの方向（「逗子市総合計画」（抜粋））

ごみの排出は環境に大きな負荷をかけます。良好な環境を保全し、次世代につないでいくためには、できる限り「燃やさない、埋め立てない」という持続可能な循環型社会をめざす必要があります。

わたしたちは、自主的にごみの発生・排出抑制に取り組むとともに、廃棄物を貴重な資源として一層有効活用し、環境保全と安全・安心に配慮したごみ処理の推進に努めます。

わたしたちは、廃棄物による環境への負荷をできる限り低減し、「ゼロ・ウェイスト社会」の実現をめざします。

3 計画期間

計画期間は、2021年度（令和3年度）を初年度に10年間の計画期間として、目標年度を2030年度（令和12年度）とします。計画期間中は、2025年度（令和7年度）を中間目標年度として設定し、計画の進捗状況の評価、見直しを行うものとします。